

町章の使用について

町章は、象徴として町のイメージを高め効果的に内外に発信するとともに、地域の一体感を醸成し郷土への愛着を深めるといふ趣旨から平成18年4月に制定したもので、町旗をはじめ、町の刊行物や封筒等の印刷物、イベントなどで使用しています。町では、町章が幅広く使用されることにより町章制定の趣旨が効果的に発揮されるよう、町章の使用に関する手続き等を定めました。

町民の皆様も、幅広く町章をご活用ください。



町章を使用する場合の手続きについて

町章を使用する場合は、あらかじめ「町章使用申請書」を企画課に提出し、承認を受けてください。

※申請から承認までには最長で2週間を要しますので、できるだけ余裕をもって申請してください。

町章の使用を承認する際の要件について

- 町では、使用申請の内容が次の要件をすべて満たすと認める場合に、町章の使用を承認します。
- (1) 南三陸町の信用や品位を損ねない、または町章制定の趣旨の妨げとなるおそれのないこと。
 - (2) 特定の政治・宗教・思想等の活動に利用しないこと。
 - (3) 法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれのないこと。
 - (4) 自己のシンボルマーク・商標・意匠とする等、独占的に使用しないこと。
 - (5) 主として自己の信用を高めるための使用でないこと。
 - (6) 町章が正しい配置及び指定のカラーで表示されること。

町章使用の際の条件について

- (7) 品質・性能等に関し、公的機関の認定等が必要な商品について、認定等を受けていること。
- (8) その他、町章制定の趣旨に照らして不適当な内容ではないこと。

承認を受けて町章を使用する場合には、次の事項を遵守してください。

- (1) 南三陸町が作成した「町章マニュアル」に基づき、町章のイメージを損なわないよう、正しい配置及び指定のカラーで表示すること。
 - (2) 南三陸町のイメージを損なう使用はしないこと。
 - (3) 町章は、承認された範囲でのみ使用すること。
 - (4) 町章を使用する際は、原則として町章と同一面に承認番号を表示すること。
 - (5) 町章の使用に関し、町長から報告を求められた場合は、誠実にこれに応じること。
- ※詳しくは担当までお問い合わせください。

問い合わせ

企画課 企画政策係

☎46-1371

人権擁護委員

人権擁護委員に山口昇さん



私たちの基本的人権の擁護、人権思想の普及などのために活動している人権擁護委員に山口昇さん（志沼田）が委嘱されました。

人権擁護委員の任期は3年で、山口さんは平成19年1月1日付けで法務大臣から委嘱を受けたものです。

—お気軽にご相談ください—

現在、南三陸町では、6人の人権擁護委員が皆さんの相談に応じています。「これは人権問題ではないだろうか」と感じるがあった場合には、お気軽に相談してください。

※定例相談日は26ページをご覧ください。

◇問い合わせ 保健福祉課 社会福祉係（志津川保健センター内）☎46-5113

町職員人事異動

[] は前職

異動 平成18年12月1日付

【歌津総合支所】

住民生活課

▶主事 小野寺光子 [歌津総合支所総務管理課主事]

退職 平成18年12月31日付

▶小野寺寛 [歌津総合支所長]

▶渡邊とみゑ [公立志津川病院看護助手]

異動 平成19年1月1日付

【歌津総合支所】

支所長兼総務管理課長 齊藤 稔

[総務管理課長（併）選挙管理委員会書記]